

平成31年第4回教育委員会議事録

平成31年3月20日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成31年 3 月 20 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 37 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 田 中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長

学 校 整 備 中 村 一 郎 生涯学習担当部長 鈴木 雄一
担 当 部 長 中央図書館長

庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 高 山 靖

特 別 支 援 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則
教 育 課 長

学校整備課長 渡 邊 秀 則 学 校 整 備 岡 部 義 雄
担 当 課 長

生 涯 学 習 本 橋 宏 己 濟美教育センター 平 崎 一 美
推 進 課 長 所 長

濟美教育センター 寺 本 英 雄 濟美教育センター 古 林 香 苗
統 括 指 導 主 事

濟美教育センター 東 口 孝 正 中央図書館次長 加 藤 貴 幸
就 学 前 教 育 担 当 課 長

副 参 事 倉 島 恭 一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第12号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第13号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第14号 杉並区教育委員会公印規則
- 議案第15号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第20号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第21号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正
- 議案第22号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画（平成31～33年度）」案について
- 議案第23号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の設置について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」の策定について
- (3) 杉並第二小学校の改築検討に向けた今後の進め方について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) 平成31年度杉並区立学校及び杉並区立子供の園の学期及び休業日について

目次

議案

議案第12号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	4
議案第13号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	4
議案第14号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	4
議案第15号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
議案第16号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
議案第17号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第18号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第19号	杉並区教育員会職務権限規程の一部改正	9
議案第20号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正	10
議案第21号	杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正	11
議案第22号	「杉並区教育ビジョン2012推進計画（平成31～33年度）」案について	11
議案第23号	地域運営学校（コミュニティ・スクール）の設置について	15

報告事項

(1) 学校運営協議会委員の任命について	19
(2) 「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」の策定について	21
(3) 杉並第二小学校の改築検討に向けた今後の進め方について	28
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	32
(5) 平成31年度杉並区立学校及び杉並区立子供の学期及び休業日について	32

教育長 ただいまから平成31年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案12件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

まず議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、教育委員会事務局及び済美教育センターの組織機構改正に伴う所要の規定の整備として、関連がありますので、日程第1、議案第12号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第13号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第14号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」。以上3議案を一括して上程をいたします。

それでは、ご説明をいたします。

この度、いじめ・不登校対策及び教育相談事業の強化・充実を目的として、済美教育センター教育SATによる学校支援事業と特別支援教育課の教育相談・不登校支援に関する事業を一体化して、済美教育センターに教育相談担当課長を新設することといたしました。

また、済美教育センターにおきましては、平成31年9月の（仮称）就学前教育支援センター開設に向けて、就学前教育担当課長を廃止し、センターの開設準備及び就学前担当課長の担当事務等を担う（仮称）就学前教育支援センター開設準備担当課長を新設することといたしました。これらの組織機構改正等に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第12号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の主な改正内容につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第2条の事務局の組織の規定におきまして、特別支援教育課の相談係を就学支援相談係に改めるほか、第5条におきまして、新たに設ける就学支援相談係の分掌事務に特別支援学校及び特別支援学級の就学支援相

談等の事務を定めるものでございます。

次に、議案第13号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第2条、係等の設置の規定におきまして、教育相談担当係長を新設するほか、就学前教育担当係長を就学前教育係に名称を改めるものでございます。また、第3条におきまして、新たに設置する教育相談担当係長の分掌事務として、(1)教育相談事業に関する事、(2)不登校対策に関する事、(3)いじめ問題に関する事などを定めるものでございます。さらに第5条の職責の規定におきましては、済美教育センターに置く担当課長が担任する係の事務等を定めるものでございます。

なお、この議案につきましては、地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

最後に、議案第14号「杉並区教育委員会公印規則」につきまして、ご説明申し上げます。

この規則は、組織機構改正に伴いまして、済美教育センターに置かれる担当課長の公印及びその管守者を定めるほか、区長部局の公印規則との整合を図るものでございます。なお、この議案は条文の改正が広範囲にわたることから、規則の全ての条文を改正してございます。

最後に、いずれの議案につきましても施行期日を平成31年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案ごとに採決を行います。まず議案第12号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第12号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第13号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第13号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第14号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第14号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、扶養手当における扶養親族の認定要件の見直しとして関連がありますので、日程第4、議案第15号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第16号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案第15号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

昨年10月の特別区人事委員会の給与勧告におきまして、扶養手当制度について、国や他の地方公共団体等の動向等を踏まえて検討していく必要があるとの報告があったところでございます。特別区におきましては、この報告の内容を検討し、国・東京都等の他団体との制度的均衡を図る観点から、扶養親族の認定要件について見直しを行うこととしました。また、平成29年度の税制改正により、配偶者に係る税法上の用語の定義が改められたところでございます。これらのことに伴いまして、扶養手当における扶養親族の認定要件等を改正するものでございます。

改正の内容ですが、議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第7条の扶養親族の認定に係る規定におきまして、認定することができない者の収入額を年額140万円以上から年額130万円以上に引き下げるものでございます。

続いて、議案を2枚戻っていただきまして、附則をご覧ください。施行期日を平成31年4月1日とするほか、経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第16号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。た

だいま説明をいたしました議案第15号と同様に、扶養親族の認定要件等を改正するものでございます。また、附則につきましても同様の内容となっております。

なお、いずれの議案につきましても条例の規定に基づく特別区人事委員会の同意を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとの採決を行います。まず、議案第15号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第15号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第16号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第16号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第6、議案第17号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それではご説明をさせていただきます。

昨年12月に、杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部が改正されました。給料表の初任層が引き上げられたところでございます。給料の調整額は給料月額をもとに算定されるため、今回の給料表の改定に伴いまして、給料の調整額を改めるものでございます。

改正の内容ですが、議案の最後に添付をしました調整額の改定の表をご覧ください。1ページ目は、別表第1に規定する特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額を示してございます。上の表は現行の調整額、下の表は改正後の調整額となっております。

次に裏面をご覧ください。2ページ目は、別表第2に規定する特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額を示してございます。表面

と同様に現行と改正後の調整額を示してございます。

議案を2枚お戻りいただきまして、附則をご覧ください。施行期日は平成31年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それでは、今の説明について、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第17号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第17号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第7、議案第18号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは説明をいたします。

東京都におきましては、運動部活動の在り方に関する方針を策定するなど、部活動指導等をめぐる状況の変化を踏まえ、教員の部活動指導に係る特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改正することといたしました。このことに伴いまして、区費教員におきましても同様の取扱いにすることから、所定の規定の整備を図るものでございます。

改正内容でございますが、議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。1ページ目は、別表第1に規定する手当の支給対象となる業務の種類及び要件を示してございます。(4)の部活動の指導業務におきまして、週休日及び正規の勤務時間外等の指導時間について、これまで4時間以上とされてきたものを3時間以上に改めるものでございます。

次に裏面をご覧ください。2ページ目は、別表第2に規定する手当の支給範囲及び手当額を示してございます。(4)の部活動の指導業務におきましては、週休日等に部活動の指導を行った場合に、これまでの日額4,000円から日額3,000円に改めるものでございます。

議案を2枚お戻りいただきまして、附則をご覧ください。施行期日を平成31年4月1日とするほか、平成34年3月31日までの間にあつては、指導業務に従事した時間が3時間以上4時間未満の場合は日額3,000円、

4時間以上の場合は日額4,000円とするなどの経過措置を定めてございます。

なお、この議案につきましては、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

教育長 このただし書きの中に、「正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動」とわざわざ断わりを入れてあるのは、何か意味があるのですか。中学の部活動というのは、正規の教育活動内と位置づけられているでしょう。教育課程の外にある部活動ではあるけど、教育課程内で正規に行われるクラブ活動に準じる活動と位置づける。限りなく正規の教育活動に近いということですか。

教育人事企画課長 これは都の勤務手引きに基づいた文章になっていますが、以前、中学校においていわゆる課内クラブという教育課程の中でのクラブ活動と、課外クラブという今の部活動があった時代がありました。現在、課内クラブはありませんので、そういった表現が残っているのではないかと考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 いずれこういった条文も整理していく必要があるとは思いますが、今日のところはこれでいくことにしましょう。

それでは採決を行います。議案第18号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第18号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第8、議案第19号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」を上程いたします。それではご説明をさせていただきます。

議案第12号などでご説明申し上げましたとおり、組織機構改正により、就学前教育担当課長を廃止し、済美教育センターに教育相談担当課長及び（仮称）就学前教育支援センター開設準備担当課長を新設することなどに伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

主な改正内容でございますが、議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第2条、決裁区分の規定におきまして、済美教育センター就学前教育担当課長を済美教育センターに置く担当課長に改めるものでございます。

議案を1枚お戻りいただきまして、附則をご覧ください。施行期日を平成31年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は、略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

教育長 ここはさりげなく、学校長を校長に直してあるわけですね。

庶務課長 はい、すみません。

教育長 さりげなく正式な職名に直したということですね。

それでは採決を行います。まず議案第19号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第19号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第9、議案第20号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」を上程いたします。それではご説明を申し上げます。

議案を2枚おめくりいただき、参考資料をご覧ください。改正の内容でございますが、元号が改正されることに伴いまして、休暇・職免等処理簿の左上に記載されている元号の表記を削るものでございます。

なお、この議案は、可決いただけましたら、本日、令達することを予定してございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

對馬委員 これを削るということは、ここは西暦でこれから出すということですか。それとも平成もしくは次の元号で書くと。それは規定しなくて使っていくということですか。

庶務課長 今回の一部改正は、そこに平成を入れないというだけで、それ

をどうしていくかということは、基本的に公文書は元号でやっていますので、新しい元号で入って使うものと理解いたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは議案の採決を教育長、お願いいたします。

教育長 それでは議案ごとの採決を行います。議案第20号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第20号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第10、議案第21号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」を上程いたします。それではご説明いたします。

表彰の対象となる教職員につきましては、これまで再任用職員を除いてきたところですが、一定数の再任用職員が配置されている現況を踏まえて、表彰の対象に加えるものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。表彰の対象となる教職員の定義から、再任用職員を除く規定を削るものでございます。

最後に、議案を1枚お戻りいただきまして、附則をご覧ください。施行期日は平成31年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第21号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第21号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第11、議案第22号「『杉並区教育ビジョン2012推進計画（平成31～33年度）』案について」上程をいたします。それではご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

い。

まず、計画の考え方ですが、教育委員会では教育ビジョンの目標実現を図るため、杉並区教育ビジョン2012推進計画（平成29～31年度）を策定し、その推進に努めてまいりました。

この度、平成32年度から順次全面実施となる新学習指導要領への対応を含め、教育ビジョンの目標の実現に向けた最終段階における取組を推進するため、昨年11月に改定された杉並区総合計画等との整合を図った上で、本計画を改定することといたします。

次に計画期間ですが、平成31年度から33年度までの3年間といたします。この3カ年の計画期間は、平成24年度から33年度までの10カ年の計画期間とする教育ビジョン2012の最終期間であり、基本目標の達成に向けた総仕上げの期間と考えております。

次に、改定案の概要（2）主な改定内容をご覧ください。今回の改定に当たり、記載のとおり見直しを行ってございます。

1つ目は指標の見直しです。教育に関する事務の管理、及び執行の状況の点検及び評価における学識経験者の提言や、区総合計画の改定を踏まえた指標の廃止と追加を行っております。例といたしましては、目標3に指標、不登校児童・生徒のうち、専門機関等による支援を受けている割合を追加し、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、各種専門機関等による支援を受けながら、多様な学びや体験をつなげていくことから、目標値100%として設定するものでございます。

2つ目は、取組項目の整理、追加及び廃止でございます。これまでの成果や環境の変化を踏まえ、喫緊の課題を解決するとともに、教育ビジョンの最終段階における取組を推進するため、取組項目の整理・追加をするとともに、当初の目的を達成した取組については廃止を行います。例といたしましては、教員が授業や授業準備等に集中できるようにし、教育の質を高められるよう、教員の働き方改革を推進いたします。

また杉並和泉学園の検証ですが、平成31年度以降の検証を学校評価等に委ねることとして、計画の取組項目としては廃止いたしますが、これまでの3か年にわたる検証結果を踏まえつつ、小中一貫教育の取組状況や活動成果など検証及び評価を行い、杉並区小中一貫教育基本方針の改定の検討へつなげることとまいります。そのことに伴って、杉並区小中一貫教育基本方針の改定の取組項目を追加したものです。

最後に、現計画で記載しているスポーツに関連する目標Ⅶの削除でございます。現行推進計画の目標Ⅶ、「気軽に運動を楽しみ、生涯にわたる仲間づくり、健康づくりを進めます」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条第1項の規定に基づき、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務は、平成29年4月から、区長による管理執行となったことから削除いたします。また、当該取組については、教育ビジョンとの整合を図りつつ、区におけるスポーツ推進の総合的な計画として、平成30年1月に改定した杉並区スポーツ推進計画に委ね、教育委員会と区長部局が連携しているところでございます。

それでは、推進計画（案）の冊子をご覧ください。第2章、6ページをご覧ください。第2章については、各目標とも基本的な考え方、そしてこれまでの取組、今後の主な取組、そして計画の指標という四つの柱立てによって構成してございます。19ページからの第3章、ここから計画の内容につきましては、素案時点で2月27日の教育委員会で委員協議を行わせていただき、目標ごとの項目内容や3カ年の進め方について、ご意見を承ったところでございます。

久保田委員からは、教員の出退勤管理を負担のかからない仕組みづくりにしてほしいとのご意見、また伊井委員からは、（仮称）就学前教育支援センターにおける幼児教育に関する調査研究の成果、これを区内の他の施設にも効果的に共有してほしいとのご意見を、さらに對馬委員からは、子どもたちに正しい著作権の知識を身につけてほしいなど、様々なご意見を頂戴したところでございます。こういったいただいた意見につきましては、この3カ年の各取組の事業の遂行のなかで、実施または検討してまいりたいと思っております。

なお、第3章につきましては、素案時点からよりわかりやすい文言の整理を行うなど、若干の修正を行わせていただきました。

最後に、今後の主なスケジュールですが、4月1日から30日まで、パブリックコメントを実施し、5月の教育委員会で改定計画の決定を予定してございます。

改定案における説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

久保田委員 ちょうどこのビジョンの10年間の最後の総仕上げ。それくらい大事な時期に入るということでも、このまとめに向かって、この間のいろいろ取組等を含めて、ありがとうございました。折しも、新学習指導要領、今、移行期間であり、まもなく完全実施になるという時期に入ります。まさにその期間が、このビジョンの仕上げの期間にぴったり重なるという、とても大事な時期だなと改めて思いました。

そんな中で、まさに平成から新しい時代へ向かって、教育をどんなふうにつくり上げていくかという、そういった大事な時期でもありますので、今までのこの柱に従って、それを受け継ぎ、さらに発展・充実させていく方向でやっていくことを私も願っております。期待しております。

2月の委員会でも申し上げたのですが、単なる点数どうこうのレベルの教育ではなくて、やはり人と人とのかかわり、つながりを大切にした教育をつくり上げていくという、本当に当たり前のことというか、教育の基本に立ち返って進めていただければと思っております。

どんなにICTが発展しても、あるいは英語教育その他、新たな取組、試みが進んでいく中でも、子ども同士のかかわりとか、あるいは教員同士も含めて、あるいは学校、地域、家庭のかかわり、連携も含めて、そういったことの中で、本当に子どもたちのよりよい成長のために取り組んで、力を尽くしていくということが大事であろうかと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

庶務課長 今、ご意見を頂戴いたしました。まさに仕上げの第3段階の推進計画になります。さらに、その先にはビジョンの改定というところが控えておりますので、この3年間は、その次のステップに向けての推進計画を成し遂げていくことに加えて、次のビジョンの改定をどう見据えていくのかという未来志向を持って仕事に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

伊井委員 今、久保田委員からも話がございまして、まさにそういった、ちょうど学習指導要領も変わる時期、また仕上げの時期ということで、今後のスケジュールの確認になるのですが、区民等の意見提出手続の実施ということで、これはホームページ等々で、これそのものの文章全体をご理解いただくような、ご覧いただくような形になるのでしょうか。

といいますのは、保護者の方とか各章いろいろなところに対して、こういうふうには実施されているのだというお知らせというか、報告であっ

たり、方向性であったりというのは、見える化といいますか、わかりやすくとか、伝わりやすくしていくということが必要だと思います。これだけご尽力されたり、ご努力されているところがあるのと、それからわかり合うというか、お互いに伝え合うというところの意味でも、せっかくこれだけやっつけていらっしゃるところを、わかる形を模索していくのもいいのかなど。確認ですけれども、どのようにお知らせするのか、教えていただきたいなど。

あと、変わっていくことに対して変化が、今後の3年でもあると思うので、そのあたりを方向性を少しずつ改善してやっていくようなことは可能なかどうか、伺いたいと思います。

庶務課長 まず1点目の方の、より多くの方に開いていくという部分でいきますと、4月1日号の広報にパブリックコメントを開始しますということで、大体半ページぐらいのところでご案内を載せてまいります。そして、ホームページ、それから図書館等々には実際にこの冊子を置きまして、実際にご覧いただきながらご意見を頂戴すると。全文掲載をホームページでも当然いたします。

それから、時代の変化に伴ってこの3年間で今、考えているとおりにいかないといいますか、変わっていくというところでございすけど、計画そのものをこの間でこの冊子を修正していくということは、基本的にはないと考えていただいていいかと。ただ、方向というところでは、先ほど申しましたように、そもそもの教育ビジョン2012がありますから、その普遍性の考え方のところに沿って、実際の実施する事業の中で柔軟に対応していくという形になろうかと思います。

伊井委員 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第22号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第22号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第12、議案第23号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の設置について」を上程いたします。学校支援

課長からご説明を申し上げます。

学校支援課長 平成31年4月1日付けで、次の学校に学校運営協議会を設置させていただきます。1つ、杉並区本天沼一丁目2番19号、杉並区立杉並第九小学校。1つ、杉並区浜田山四丁目23番1号、杉並区立浜田山小学校。

提案理由でございますが、杉並区学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、学校運営協議会を置く必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読については省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

教育長 これは、中学はあと3校ですか。

学校支援課長 おっしゃるとおりでございます。あと3校です。

教育長 どこになりますか。

学校支援課長 (仮称)高円寺学園。

教育長 高円寺学園は発足のときを目指してということですよ。

学校支援課長 はい。あとは、松溪と高井戸です。

教育長 この間、ある会合で、地域運営学校化していくことを校長とか教員がとても嫌がるというか、CSに指定されると忙しくなるから嫌だという意見が多いという話を聞いて、それぞれいろいろな悩みはあるのだなと思ったのですが、地域運営学校を設置していくということは、学校のためにやっているだけではないのですよね。学校にメリットがあるからCS化していく、そういう側面からだけでいうと、そんなのやっても忙しくなるだけで、ちっともメリットはないから、やる必要ないという議論になってくるのだけれども、そのあたりの話を聞いていると、やはり地域の人たちといろいろなことを話し合って、今、抱えている問題は何かと、そこで共通理解をしながら、では、お互いに助け合ってやっていきましょうと、ごくごく当たり前のことなのだけど、学校と地域が垣根を越えて話し合うということが、やはり難しいことなのだなと、改めてその話を聞くたびに思うのです。

だけど、そういう意味では杉並は、この十何年間、時間をかけて、慌てなくていいから、みんなでやっていきましょうという機運が盛り上が

って、この間、体力という言い方をしているのですが、十分な体力がついてきたら、CSに移行していけばいいのではないですかとやってきた。私はこれ、ある意味、杉並のやり方というのは、よかったのではないかなと思っています。

日本中から集まった人の話を聞いていると、県教委や文科省がやると言っているからと上からおりてきて、一番下の学校の当事者が困り果てるという、そういう例は少なくないのです。聞いていて大変だなと思って。嫌だったらやめたらどうですかなんて言うと、そんなことできるのですかという話が出るくらい、難しいところにとっては難しい。

この間、CSから寄せられるご意見とか、CSにかかわって、一緒に活動することの多い学校支援本部の皆さんの話なども伺っていると、やはり一生懸命子どもにかかわっていくという気持ちは、学校の校長先生や先生方と同じだし、何か超人的にできるわけではないけれども、一緒にやることによって、今までうまくいかなかったことがうまくいくようになったり、大変だと思っていたことがそれほど大変ではなかったということも分かったり。そういう報告を聞くと、またやってよかったなと思うわけです。

ですから、あと何校かになってきていますけれども、是非残りの学校も力を蓄えて、自分たちで学校をみんなで支えていく。先生だけに投げかけるわけではなく、校長先生が1人で力むのでもなく、地域の人、いろいろな意見を集めて、いい方向に何かをやっていきたいと思いますという機運に是非なっていってほしいなと思います

教育ビジョンに掲げたのはまさにその点です。「共に学び共に支え共に創る」。「共に学び」というのは、先生と生徒だけではないです。この教育ビジョンの改定のその前の、どんな理念でやっていくかというところに、学びのまちをつくっていくという、つまり学ぶことを通してまちづくりをしていくということがここでもいわれているわけで、その学ぶという受け皿をただ理念上、頭の中につくるのではなくて、実際にともに学ぶという場を、例えば学校支援本部の活動の中に見出していく場合もあるだろうし、CSの協議会をしていくときに気づいていくこともあるだろうし、まして、もっと難しいことになれば、実際何か課題に対応していく中で、学んでいくこともあるだろうしね。

そういう意味で、学びの機会というか、子どもの学びを支えるという

ことだけではなくて、自分たちが生きていく上で、お互いに学び合っていくことの1つの受け皿になっていってくれるといいなと改めて思います。

あと何校かになったけれども、時間をかけて、全校がそういう仕組みを整えることができる日がくればいいなと思います。

学校支援課長 今、教育長からご指摘いただいております、本当に面接をさせていただくと、口をそろえて委員の皆さんがおっしゃるのは、本当に子どもの成長がうれしいと。それを身近で感じられることがうれしいということが1つ。そのことによって、自分も子どもと一緒に成長し、様々な学びを得ていると。この2つが本当に、どの委員さんからもおっしゃっていただいている。こういったことをしっかりとまた、今後も継続してまいりたい。かように考えております。

折井委員 私、いつも思うのが、教育って本当に長時間のものなのだと。例えば、小学校6年間だったり、中学校3年間だったり、そこで結果が出る、出ないというところ、あと成績が出る、出ない。それは多分数年かかって結果が出るのだと思うのですけれども、それ以上に、お子さんが5年後、10年後、15年後に何を見てきたかというところがすごく、教育というのは、ほかの経済活動とは違う特別なところがあるのかなと思います。

私が育った時代には、小学校や中学校に学校の先生以外の人、保護者以外の人が入るなんてもってのほかで、それは絶対になかった時代には育ったのですが、今、小学校も中学校も全くそのような閉鎖的なところではなくなってきていて、徐々に変わってきているところを今の小学生、中学生が見ることによって、自分が保護者になったとき、もしくは自分が大人になって余裕ができたときに、学校というのは、卒業して終わりなのではなくて、その地域の中で自分もかかわっていくことがあり得る場所なのだとこのことを知ることができるのは、やはり子どものときに、そういえば近所の誰々さん家の誰々のおじいちゃんはどういうふうにしてくれたなど、そういう経験は、本当につけ焼き刃ではできないことなのだと思うので、先生方がちょっと大変だという気持ちは正直わかります。大学でも講師の方を呼ぶと疲れるのですよね。自分で授業をちゃちゃっとやったほうが大分楽なのですが、それでもなお、お呼びしたいと思うのは、いつもの教員がやっていることとは全く違う効

果が、劇的な効果があるからなのですよね。

なので、是非先生方も、杉並区の先生はないと思うのですが、杉並区の先生の中でも慣れないという気持ちがあるとしても、恐らく何年もしていくうちに、その効果が見えてくるのかなと思いますので、この流れをととても大切にしていっていただけると、やはり保護者の1人としては大変ありがたいですし、私もこの今の立場でなくなったときに、学校の捉え方が大分変わってくるのかなと思います。

すみません。感想になってしまいましたけれども。

学校支援課長 これも今、委員からご指摘のとおりでございまして、本当にCSで育った子どもたちが大人になったり、大学生になって戻ってきて、支援される側から今度は支援する側になったお話もたくさん伺っております。本当にこうした活動を今後もしっかりと心を砕いてまいりたいなど、こんなふうに考えております。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をよろしくお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第23号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第23号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは以上で、議案の審議を終わります。引き続き、報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長から、ご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告をさせていただきます。先ほどご議決いただいた新規設置校の委員につきましては、それぞれ杉並第九小学校が7名、浜田山小学校8名、記載のメンバーでございまして、この15名が新たに4月1日から33年3月31日までの任期で任命するものでございます。

めくっていただきまして、次のページにつきましては、既存校委員でございまして、それぞれ委員の経験年数に基づいた改選で、新たに143名の皆様に任命させていただきました、こういった状況でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 先ほどからお話にも出ていて、学校運営協議会の意味合いというのは、私も子どもたちと、それからCSの委員の方々の話し合いとか、そのいろいろなやりとりの場面を拝見したり、お話を伺ってきたりしておりますので、大変大切な学びの場でもあり、お互いの、子ども……お互いに学びの場だという感覚を持ってとも言えますが、今回143名、また選任されたということなのですが、細かいことなのですが、松ノ木中学校ですが、合計の人数が6人ということで、平成25年に設立されているので、その間ずっと変遷なくこの人数でいらっしゃるのか。ほかの学校の人数と比べると、若干少ないのか。

少ないからいけないとか、そういうことではなく、この松ノ木中学のことだけではなくて、人の入れかわりというのでしょうか、その辺の継続であったり、次の方が順次入っていくような体制というのは、現状はどうなのかなということをお伺いしたいと思います。

学校支援課長 松ノ木中学校に限らず、やはり節目の変わり目で、委員の皆様が少し増えたり減ったりというのは、どこの協議会でもございます。それから、現役の保護者をしっかり入れて委員の改選もしてきた状況もございます。そういった関係で、似たような状況はどこの協議会でも見られるのかなと、こんな状況でございます。

委員の循環は、当然、それは校長推薦、それから学識経験者、公募と、様々あるのですが、実際に公募の四つの枠に2人しか手が挙がらないとか、あるいはもっとそれ以上挙がってとか、それはいろいろな状況がございますので、やはり各学校区の運営協議会によって前後はあるのかなと思います。

伊井委員 何年もやっていたらいらっしゃる場所もありますし、新しいところもありますし、是非経過の方を見守っていただいて、調整していただくような形もお願いできたらなと思います。よろしくお願いたします。

教育長 これは委員さんが4人、校長推薦が4人、学識経験者が3人、応募が4人の枠が最大の枠が合計11人ですね。できれば、これだけ枠があるわけだから、いろいろな方面からお入りいただいて、活動ができることが望ましいですし、少人数で小さくまとまっていなくて、できれば11

人の枠をフルに使って構成してもらおう。いろいろ事情はありますから、それはすぐにはと言いませんけれども。それで、再三言っていますけれども、若い人も是非奨励して入ってもらえるといいと思います。

学校支援課長 今後もそういった視点で、しっかり枠の問題と、あとは年齢層、しっかり検討しながら進めてまいりたいと考えております。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、報告事項2番「『杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）』の策定について」、引き続き、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 今般、「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」を策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、杉並区立中学校における運動部活動を持続可能なものとするために、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、そしてそれを受けて、東京都教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」の内容を踏まえまして、杉並区教育委員会で「運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」を策定いたしました。

策定の趣旨でございますが、中学校を主な対象として、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する、そういった観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目に応じた多様な形で最適に実施されることを目指したものでございます。

この30年6月から約6回にわたって検討を進めてまいりました。次長以下9名のメンバーで、教育委員会の関連部署の幹部職員、それから校長会の代表、さらには中体連の校長会のメンバー等に入っていて、この間、途中校長会全体のご意見を聞く場面なども持ちながら、進めてまいりました内容でございます。

その後、文化庁からも同様のガイドラインが12月に出まして、それを受けて、今年の3月には東京都からも方針出ましたので、この指針では文化活動についてもしっかり運営を行うということで、記載をさせていただいております。また必要に応じて、定期的にフォローアップもさせていただきます。

指針に盛り込ませていただいた内容でございますが、2に書いてある①から⑤の内容でございます。適切な運営のための体制整備。そして、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組。さらには適切な休養日等の設定。そして、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しでございます。

今後のスケジュールにつきましては、4月上旬に教育委員会ホームページ等で公表させていただいて、6月の議会文教委員会に報告をさせていただきます。

めくっていただいて、ガイドラインの中身でございます。それぞれページ立てでは5ページにわたって記載をさせていただいておりますが、特に国、東京都等の内容については、ほぼ横引きなのですが、杉並区独自のものにつきましては、3ページのエのところ、「熱中症の事故防止の観点」という記載がございます。これにつきましては、部活動は原則として、高温警報が発せられたときには、しっかり適切な対応を図るというような記載ですとか、あるいは4ページの生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備ということで、イのところ「教育委員会及び校長は、人数が足りず、単一校では実施が困難な部活動に関しては、杉並区内の特定の中学校を拠点とした部活動の実施を検討していく」という記載。

それから、いただいた中学校のPTA連合協議会の保護者の皆様のご意見につきましては、やはり今、国で新たに設置された部活動指導員の設置を杉並区もしっかり考えていただきたいというご意見、それから、これまである部活動の種類については、可能な限りなくさないでいただきたいといったようなご意見。そういったものを今回、杉並区のガイドラインに盛り込ませていただいた状況でございます。

いずれにしても、4月1日から実効性をしっかり担保しながら、子どもにとって本当にバランスの取れた、そういった学校生活、また心身の成長につながるような、そういったガイドラインの説明を含めて、これから進めさせていただきたい。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

折井委員 3ページの四角で囲まれたところの活動時間というところで

すが、1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、お休みの日は3時間程度とあるのですが、実は先ほどの議題にありました、議案第18号の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則のところでは、1ページ(4)学校の管理下において行われる部活が、3時間以上から支払いをするということになっているわけですね。私はここに矛盾を感じるのです。

つまり、部活の指導はやはり心身ともに負担がかかるもので、授業の後も採点もあり添削もあり、そして、授業の準備もあり、そして自己研鑽もしなければいけない中で、やはりしっかりと部活もやってあげたいという気持ちはあっても、でも、2時間以内にしなさいと。その苦勞に報いるということとはとても大切なことだと思うのですけれども、でも、謝礼は3時間以上だからねということですか。今まで4時間以上だったところから考えたらよくはなったのだと思うのですが。

しかも、こちらは区が独自で決めたものではないということで、今この場でどうにかできるものではないということはわかりながらも、この2つを見たときに違うだろうと私は思いました。ここのあたりは、もし本当に2時間でとするのであれば、将来的に2時間で幾ら幾らとすべきなのではないかなと思いました。

学校支援課長 超過勤務の方は、様々な考え方できちっと規定をさせていただいているのですが、現状では随行の時間というのは、学校の先生方が子どもの大会には随行していくのですね。そういった分は当然、超勤で対応するのが当たり前だろうという考え方で、そんなところが含まれています。

それから、練習時間につきましては、やはり子どもの視点、それから先生の働き方改革、両方の視点から、国と都がこういう形で、やはり平日は2時間、それで休みの日は3時間と決められてきていますので、杉並区もきちっとこれを守らせていくというのが教育委員会の使命なのかなと、こんなふう考えているところでございます。

教育人事企画課長 委員ご指摘のように、これは東京都が特殊勤務手当は4時間というのを今回のガイドラインにあわせて3時間にした。平日については、手当は出ません。なぜならば、週休日ではないので、多くの学校が4時くらいから6時くらいというのが部活動の時間であり、平日は逆にいうと4時間はできないのであって、平日は2時間というのが一

般的で、これについて手当は、勤務日になっていきますので一切出ません。休日については、これまではこういったものがないときには、あるときには例えば試合前は、この時数を超えて、午前・午後練習などという部活も現実にはありました。

しかしながら、子どもたちの健康とかを考えて、もっとスポーツ医学に基づいた効率的な練習をしていきたいと思いますというのが、今回のガイドラインであり、休みの日は3時間。

ですから、今までは3時間の練習だと手当が出なかったものが、今回の規定整備により、3時間行くと手当が出ることになります。

そのあたり、実働で3時間といわれていますが、実際、先生たちはいわゆる準備をする時間ですとか、片づけをする時間などもありますので、総体的に見て、3時間活動した場合は、特殊勤務手当を支払うことができるようになった。今回は、少しこれは前向きになったと解釈しております。

伊井委員 「適切な運営のための体制整備」ということで1番がありまして、その(1)の中に、1ページ目ですね。「校長は、本指針に則り毎年度『学校の部活動に係る活動方針』を策定する」。そして、顧問がつくって校長に提出する。あと、イは公表するとかあるのですが、これまでやっている学校が多いのですか、現状は、作業が増えるのか、公表することによって、いい部分もあると、わかりやすい部分もあると思いますが、このことによってお仕事が増えたりとか。

あとは、中P協との懇談で、保護者の方、PTAの方々とのお話で、結構部活のご希望とか要望は多いのですね。それぐらいに子どもたちの中に部活の占める割合は、お子さんによってすごく違うと思うのですけれども、今回の話し合いの中で、中体連の方が入っていらしたとおっしゃったのですが、例えば1校丸ごとではないと試合に出られないとか、規定がいろいろありますよね。

そういったことで本当に子どもたちのために何が一番いいのかとか、どういうふうに柔軟にしていっていいのかというのは、もちろんガイドラインができたので、これに沿いながらなのですけれども、学習とのバランスとか、それから学校によっても違いますし、でも、スポーツをやりたいという子どもたちが行く学校が、それがなかったりしたときとか、すごくいろいろなパターンがあって、そのあたりは、やりたいこと

はやらせてあげたいなというあたりと、どう柔軟に対応していったらいいのかなのというのが、これからもずっと考えていく必要があることなのかなと思います。

学校支援課長 これまでどうだったかという部分につきましては、これは基本的には各学校から担当のセンターの方に提出がされていると理解しております。それから、様式につきましては、検討会の中でも様々、校長先生等からご意見をいただいておりますので、本当にウのところにも書いてあるのですが、「簡素で活用しやすい様式の作成」ですから、本当に簡単なものをつくって、記載例も全部添付して、現場に実際に下ろすときには、本当に先生方が混乱しないようなもので考えています。

それから、活動計画のホームページへの掲載等と書いてありますが、これは必ずホームページへ全部載せろということではなくて、そういった形で広く外に出していただいて、明るく透明性を確保していただきたい。こんなような内容でございますので、実際に現場で本当に使いやすい様式とかはこれから少し工夫してまいる、こんな考えです。

教育人事企画課長 今、学校支援課長から説明がありましたけれども、済美教育センターの方に部活動の活動計画というざっくりとしたものは全ての学校から提出いただいておりますが、例えばそういったものをホームページに掲載しなさいということは、私たちとして、いわゆる必ずしなさいという形では、これまでも言ってきておりません。

学校の部活動は、もちろん校長が束ねていくもので、学校教育活動の一環ですからやるのですが、得てして顧問の、どうしても差というのですかね、すごく部活が大好きな顧問と、本当に管理的な顧問と、濃淡というのがどうしても出てきているのが実態です。

ですから、校長が、いわゆるうちの部活動はこういうふうに行くのだという基本的な方針をつくり、それぞれの部が年間の指導計画というのをつくって、保護者にしっかり示していく。そうすると、例えば休養日がないなんていうのは多分あり得なくなっていくと思います。もちろん、多少の変更はあるにしても、そして、このガイドラインをしっかり守りながら、適切な部活動をしていくということで、このようなことを行います。

様式については、できるだけ簡略化のものを考えております。

伊井委員 ありがとうございます。

折井委員 同じく3ページの四角の中で、3つ目のところに、中学校体育連盟の主催する大会以外の大会では、参加したときにはちゃんと休日振替する。でも、中学校体育連盟の主催する大会へ参加するときにはその限りではないということで、私はこういう中学校の部活はよくわからないのですが、これはどうしてこういう違うがあるのでしょうか。

学校支援課長 中体連の大会というのは、正式に一番、いわゆる杉並区中体連から、そこで勝ち進むと、東京都に行き、関東大会に行き、最後は全国大会に行くという、こういう流れで、当然そこに向かって頑張っている子どもがたくさんいるということでこういう記載です。

それ以外にも地域の大会とかも結構たくさんあるものですから、そこはやはりきちっと、大会自体も精査しなければいけないし、それから、その参加した振替も、きちっとそこは担保しなければいけないという記載でございます。

折井委員 ではここで、休養日をこうしましょうと決めることによって、5番目の4ページの「学校単位で参加する大会等の見直し」がなされるということになるわけですね。あまり参加し過ぎて平日振替ができなくなってくるので、そのあたりを調整していきましようということになるわけですね。ありがとうございます。

学校支援課長 大分中体連も今、柔軟になってきまして、例えば野球などは今までは2チームの合同しかだめだったのが、3チーム、4チームでもオーケーで、しかも全国までオーケーですよという流れみたいです。そのかわり、全国に勝ち進んでいくチームについては、きちっと審査員みたいな方がいて、いいメンバーだけ集めて、つくったチームではないというのをしっかり確認する、そんなお話を伺いました。

對馬委員 部活に杉並は少し前から外部指導員の方などもお願いしていて、1つは外部指導員の方を導入したときもそうなのですが、もともと地域で面倒見てくださる方などがいて、特に野球とかサッカーなどで、長年やっていらっしゃる方などもいらっしゃって、そういう方と今、どんな感じになっているとかということ。

それからもう1つ、スポーツ医科学的な見地からいろいろ整備していくというのはすごく大事なことだと思うのです。ジュニア期にとって大事なことだと思うのですが、それを指導者に研修すると書いてありますが、どのぐらいどういった研修が行われていくのかということ。

それは多分、指導者だけではなくて、特に中学生ぐらいになってくると、自分たちもわかっていられるし、わかっていていいことだと思うのですね。日々の生活とか食事とか、過度なトレーニングについてとか。そういったことをどういうふうにやっていくのか。あるいは、このところに「保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力」と書いてありますけれども、例えば各学校には栄養士さんもいると思うのですけれども、その辺との連携とかはどう考えているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

学校支援課長 スポーツ医科学につきましては、これは先ほど委員からあった外部指導員などの方々に、年に2回ぐらい、研修会を開いています。それで、先般も専門の医科学の専門の方が講師になって、40～50名ぐらいお集まりいただいて、区役所でやらせていただいたのですが、非常にわかりやすいお話で、やり過ぎるとやはり中学生の体は悲鳴を上げたりとか、様々なそういうことがあるので、しっかりそこはこういった科学の観点から、ジュニア期に必要なものをとということで体制を取らせていただいています。

それから、外部指導員のご活躍の状況につきましては、各学校50部活ぐらい外部指導員で持っていますので、たくさんの外部指導員の方が顧問の先生と一緒に子どもたちの指導に当たっているというのは変わりございません。それ以外に活性化事業ということで、新たに専門のコーチを入れている部活が50ぐらいあるということでございます。

それから、栄養士さんの観点というのは、今後の課題かなと思いますので、今日またそういったご意見もいただきましたので、現場には伝えてまいりたい、こんなような考えでございます。

久保田委員 私もスポーツ大好き人間なので、運動活動の在り方に関するガイドラインというのは、とてもよいことだなと改めて思いました。

そんな中で、一方で音楽も好きなので、では吹奏楽部はどうなのだと思います。吹奏楽部は、やはり楽器ごとのパート別の指導は、結構専門性というか、技術が必要で、音楽の先生1人ではやり切れないのも事実である。吹奏楽の担当の先生は大変かなと思っていました。

そんな中で、実際に吹奏楽部を担当する先生プラス、やはり外部指導員の支援というのは絶対に必要かなと思っておりまして、今回、この中では簡単にさらりと、文化部活動の在り方に関する都教委の指針に準拠

してということでも述べられているのですが、実際にはこの辺についてもきちっと手当していかなければいけないのではないかなとずっと思っておりまして。その辺については、現状及び今後についてはいかがでしょうか。

学校支援課長 まさにおっしゃるとおりで、文化部についての一番のポイントは吹奏楽部なのですね。今、杉並区では、23校全校に声をかけて、合同プロフェッショナル研修ということで、一堂に会して、それぞれパートの専門家に来ていただいて、指導している。このような状況も含めて、これは今後もしっかり運営してまいりたいなど。

それから、各学校におきましては、それぞれパートごとに様々な状況はあるのですが、やはり文化部についてもきちっとやはり、活動日数とか活動の時間は守るべきだろうということで、今般、この文化部活動を新たに議論の途中で文化庁からも出てきたものですから、これはしっかりやはり入れ込んで、杉並の運動活動の在り方のガイドラインですけど、文化部もしっかり準拠していこうと、こんな議論を校長先生方もなされましたので、今回盛り込ませていただいたという状況でございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございました。ほかに意見がなければ、これで報告事項の2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは報告事項3番、「杉並第二小学校の改築検討に向けた今後の進め方について」、学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 私からは、杉並第二小学校改築検討に向けた今後の進め方について、ご報告申し上げます。今年度改定をいたしました杉並区実行計画におきまして、杉並第二小学校の改築については計画化をいたしました。今後、学校関係者、地域関係者、及び学識経験者等で構成いたします改築検討懇談会、これを設置いたしまして、改築に関するご意見、また課題の整理を行いながら、以下のとおりに進めるということにさせていただきます。

1番目、「基本的な考え方」です。築年次の異なる校舎、いわゆる増築、増築を繰り返してきた学校でございます。また、川に近いということがありまして、高低差のある敷地に併存している。ということで、全面改築なのか、それとも築浅のプール棟などがございますので、杉並区の方針としては、長寿命化という考えが出ておりますので、そういった

ことで部分改築なのか。この辺については、懇談会でいろいろご議論をいただいて、考え方をまとめていきたい。将来的なコスト負担、さらには教育環境の向上等総合的な視点に立って、31年度内に基本設計を取りまとめるということでございます。

2番目、「今後の主な取組」です。3点ございます。

1点目が、4月から校長、副校長の学校関係、保護者、運協、学校支援本部、または学童クラブ、地元町会、さらには学識経験者等で構成いたします改築検討懇談会を組織いたしまして、広くご意見を聞くことにしております。メンバーについては、1枚おめくりいただきますと参考資料で、学校関係、町会、PTA等々のメンバー、総勢18名ということで予定してございます。

元に戻りまして、「今後の主な取組」の2点目、基本設計につきましては、設計事務所に委託をいたします。懇談会の運営についても支援委託ということで同時に委託を行って、懇談会の議論と並行して基本設計を行っていくというやり方を今回取らせていただきます。

3点目、同懇談会等の意見を踏まえまして、目指す学校像、または新校舎の配置について、意見が中間的にまとまった秋口には、保護者または地域に対しての説明会等で情報提供を図っていくという予定でございます。

3番目、今後の予定です。4月に懇談会の設置。今、申し上げた10月ぐらいをめどに、中間の取りまとめた状況の説明会を開催。年が明けまして2月にまとめの作業、さらにはそれを踏まえた基本設計を年度内に終わらせる。こんな計画でございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 「今後の主な取組」のところの、「基本設計については、設計業者に委託するとともに、懇談会の運営支援についても委託を行い」ということ。これを前提に設計事務所を決めていくということでしょうか。

学校整備課長 決め方は、この4月に基本設計の、多分指名競争入札ということになります。その契約依頼を行います。その結果、決まった設計会社に一緒に懇談会に出席していただいて、委員の議論を、意見を聞きながら、同時並行で基本設計を組み立てていくという形のやり方を

取るということでございます。

伊井委員 これまでもこのような形を取ったことはございますか。

学校整備課長 各学校でいろいろなやり方があるのですが、あまりこういう形ではなくて、例えば富士見丘は、先に基本計画みたいな形で作って、今回、業者の方はコンペで決めるというような流れになっているので、こういう形は杉二小でちょっと取り入れたというところでございます。

伊井委員 とても前向きな考え方だなと思っているのと、過去に荻窪小学校で検討協議会に出たことがありまして、そのときにいろいろな方が入っていると、すごく夢が膨らんだり、現実的なものなり、そうなるというなと思います。そのあたりもご同席されていると、現実に沿った形でも専門的な知識もいろいろご指摘いただきながら、いい話し合いになるといいなと思っております。よろしく願いいたします。

学校整備課長 そのように努めてまいります。

久保田委員 いよいよ杉二小の改築が始まるということで、大変楽しみにしております。実際にこの流れを、この前は桃二小で、私も実際経験しましたので。そして桃二小においては、今回、新体育館アリーナができ上がり、卒業式をそこでしたというのを昨日聞きました。

やはり子どもたちにとって、教職員にとって、あるいは保護者にとって、地域にとって、新しい校舎ができるということが、いかに希望であるか。すごい力を持っていることを今回も身をもって感じているところで。そういった点で是非杉二小がすばらしい学校となってでき上がるように願っているところです。

実際このような流れでやっていく中で、設計事務所さんが決まって、実際に検討懇談会を進めていくときに、やはり学校整備課と学校現場の密な連絡と連携をしていただき、やはり学校整備課からも設計事務所さんに対して、きちっと指導ではないのですが、いろいろ連携を図っていくことがとても大事なかと、桃二小のときを見て思いましたので、是非よろしく願いしたいと思っております。

学校整備課長 いろいろご意見ありがとうございます。まさしく今回、杉二小の改築のお話を学校、さらにはCSを代表とする学校関係者にお話を申し上げたときに、非常に前向きといいますか、いい学校をやはりつくっていききたいと、そのために我々も協力したいということで、非常に懇

談会のメンバーも早速、私が入るとか、あの人も一緒に入れてやりたいというような、本当にご意見をいただいて、熱い思いを感じております。

今回、単独の改築ですので、改めて基本計画みたいなものをつくるのではなくて、最初から議論と同時並行で設計に組み立てていこう。当然、皆さん夢を語るのですが、建築的に面積の制約、もちろんコストの制約、あと近隣との関係もありますので、そういうお話は非常にいいのだけれども、果たして反映できるかというのはありますが、そこを専門的な立場で設計会社と一緒に入って、時々は「ご意見ごもっともですが、こういったことで、なかなかそれは」とかと、少しはそういった方向で意見をうまい方向にまとめていけるだろうと、大いに期待しているところがございます。

折井委員 聞き逃してしまったのかもしれないのですが、こちらの懇談会の委員の構成ということで、参考資料をいただいているのですが、区の方からは何人ぐらいの方が入りますか。

学校整備課長 区の方は、あくまでも事務局として参加をいたしますので、あくまでも懇談会ということで、ご意見をお聞きする。広く地域、学校の関係者のご意見を聞きながら、当然、事務局として学校整備課、担当部長以下、常に出席しておりますので、その意見を集約して、設計会社と組み立てをしていくという立場でございますので、そういったことがかかわるということでございます。

折井委員 例えば仮に、私がこういうところにもし参加するとしたら、たぶん夢を語ってしまいそうな気がするのですが、今まで改築が幾つもあって、そこでのノウハウというのでしょうか。ある意味、ここはとてすてきだったのだけど、でも、こういう現実があるよねといったところは、やはり区の担当部署の方が一番よくおわかりなのかなと思います。もちろんほかの地域の方々のご意見をいろいろお聞きする場であることはよくわかりますし、それが一番大事なことではあるのですが、どこかの時点で現実というのでしょうか。すてきな建物をつくるのではなくて、子どもと先生が使いやすい校舎をつくるというところをやはりフィードバックというのでしょうか、そういった形を是非していただけたらなと思います。

学校整備課長 今、委員ご指摘いただいたように、昨年、一昨年と、富士見丘で先行してやってきました。そのときも当然、地域の方は最初、夢

を多く語られて、温水プールが欲しいとか、図書館は地域開放型で大きく欲しいと、こうやると、2万平米も3万平米もという建物になっていくので、申し訳ないのですが、限られたものがございますという話をすると、そうですよねと。

ただし、地域とともにある学校づくりをしていこうというのは根底にありますので、当然、地域に開放すべき部屋なども整備するのと同時に、主眼はやはり子どもたちのため、教職員も使いやすい、あくまでもつくるのは学校施設だというところは、我々としてもコンセプトとして押さえて、懇談会には臨みたいと思っております。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、平成31年2月承認分の教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。2月分の合計でございますが、全体で20件でございます。定例・新規の内訳は、定例が19件、新規が1件でございます。共催・後援の内訳は、共催が5件、後援が15件になっております。

新規の1件でございますが、2ページをご覧ください。社会教育センター受付分でございます。新規の後援でございます。団体名は杉並区将棋連盟。事業名は「杉並花見将棋」でございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは報告事項5番、「平成31年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私から、「平成31年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、ご報告いたします。

平成31年度の杉並区立学校及び子供園の教育課程届につきましては、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供園の管理運営に

関する規則に基づき、3月末日までに教育委員会へ届出を行うこととなっております。これまで2月の学校との相談日を経て、3月に届出の受付を行ってきたところです。

学校及び子供園における学期及び休業日については、杉並区立学校及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認めるときは変更することが認められております。

初めに、学期についてでございますが、平成31年度は全ての学校、子供園において、3学期制として実施いたします。

次に、休業日の変更についてでございますが、休業日を変更するのは、子供園6園、小学校35校、中学校23校でございます。内容については記載のとおりでございます。

変更する主な理由といたしましては、子どもたちの活動の時間を増やすため、地域行事等へ参加するためなどが挙げられております。

なお、次年度につきましては、4月27日から5月6日月曜日までの10連休が予定されているところで、授業時数の確保について心配されることもございましたが、先ほどご説明しました長期休業日の弾力化、または土曜日授業の実施、行事の精選ということで各学校が努力をしまして、適正に教育課程を編成しているところでございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 今年の4月のカレンダーを見てみると、例年と違って、小学校では6日入学式、中学校7日入学式というパターンが取りにくいので、大方8日月曜日が小学校の入学式で、9日が中学校かなと思われるのですが、ただ、弾力化が図られているので、今回変更がされる小学校と中学校を見てみると、例えば4日で春期休業が終わるならば、もう5日からスタートとなるのでしょうか。

済美教育センター所長 学校によりましては、入学式のところも弾力的に実施する学校もございます。

久保田委員 学校によっては、6日の土曜日に入学式をやる小学校があるやにも聞いております。その辺が入り組んで、今回いろいろ大変かなと思えますが。

済美教育センター所長 基準日どおりのところもあれば、そういった弾力

的に扱って、6日実施というところも様々であるところが、今、届出でわかっているところです。

対馬委員 多分、4月5日が金曜日、6日が土曜日だと思うのですけれども、そうすると4月5日まで春期休業を取った場合、6日は土曜授業として始めてもいいし、その週明けの月曜日から始めてもいいし、どちらも4月5日までという中に入ると考えていいのですか。

済美教育センター所長 6日土曜日の実施につきましては、土曜授業という一環の中でやっていく、そんなことで認めているところもございます。ですので、5日までの中といたらいいのですかね。そこが春期休業日の終わりということで、各学校が設定しているところです。

教育企画担当部長 あくまでも規則で決まっている長期休業というのですかね、休業日があって、それといわゆる基準日と異なるものを今回、ご報告させていただいているということです。例えば一番最初の春期休業日の終わりの変更は4月4日、4日はたしか木曜日になっていきますけど、そうすると、この日に春期休業日が終わりということは、5日は確実に学校があると思います。

ただ、次の子供園は、5日金曜日が終わりですが、土曜授業を必ずやるということではなく、土日はいわゆる週休日ですので、5日で春期休業日が終わり、6日から1学期が始まっているのだけど、たまたま土日が休みだから、8日の月曜日から始まるということもあります。ここの表からだけでは、土曜日に授業をやるかどうか判断できませんけど、子供園ですので、まずそれはないかと思います。

伊井委員 10日連休があることによって、授業の調整とか本当に大変だったと、各校ご苦労あったとは思いますが、このように落ちついたということで。学童とか、それから放課後居場所とかあるではないですか。その辺との連携も是非押さえておいていただいて、これだけ各学校で異例、いろいろな形のパターンだと、例えば、いろいろなところで保護者同士が情報交換とかをしたときに、その辺の共有が違ったりとかしないように、子どもの安全安心にもかかわることですし、そのあたりももしご相談あったらご配慮いただけたらと思います。

済美教育センター所長 この学校の教育課程、学校の行事、入学式、卒業式、運動会、そういったものも、地域ですとか、あとは近隣の小中学校、就学前教育施設、そういうところでも情報連携を図りながら、ぶつから

ないようにとか、そういう対応をしてくれているところですけども、次年度10連休もありますので、今後、そういったところと情報共有を図りながら、子どもや保護者が困らないようにするように、学校には周知してまいりたいと考えております。

教育企画担当部長 先ほど、久保田委員から土曜日の入学式とあったのですが、これは年々増えています。例えば、今回のこの3月の卒業式も、今度は全部で15校小学校はやるのですが、これはやはり多くの地域の方や保護者に来ていただきたいということから、土曜日設定をして、いわゆる済美教育センターも教育課程の中で、土曜授業とカウントするようにしますので、そういう学校が増えています。

新年度、私は今、具体的な数字はわかりませんが、多分入学式も増えています。そうすると、ちょっと今、大きく学校で問題になっているのは、入学式を土曜日にしたときに、たくさんの方に来ていただくのはいいのですが、一家庭6人、7人来られる。おじいちゃん、おばあちゃん。そうすると、会場の座席が足りないという状態が実はいろいろな学校で起きています。

入学式、当然椅子は大体子どもの数の2倍、基本的に2倍から2.5倍ぐらいで並べるのですが、一家庭で6人も来ると、もう入らなくなって、あわてて職員が後から椅子を出したりという状況が生まれて、多めに出しています。

しかし土曜日にして多く来ていただくということはいいことであると思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは報告事項5番につきましては、以上といたします。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

庶務課長、そのほか連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 教育委員会の次回の開催予定についてですが、4月10日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは本日の教育委員会を閉会いたします。